



目 次

告 示	ページ
○高圧ガス保安法による指定保安検査機 関の指定 (消防政策課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による指定医療機関の 事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○公共測量の実施の通知 (3件) (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (2件) (")	1
○道路の供用開始 (道路課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○農地を利用する権利の設定に関する裁 定の申請 (農業担い手 支援課)	2
○漁港漁場整備法による所有者不明の工 作物等の措置 (漁港漁場課)	2
正 誤	
◎正誤 (令2・12・15付け 告示)	3

告 示

高知県告示第627号

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第35条第1項ただし書の規定による指定保安検査機関として次のとおり指定したので、同法第74条の2第1項第1号の規定により告示する。
令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 氏名又は名称
特定非営利活動法人高知県高圧ガス保安協会
- 2 代表者の氏名
野村 卓弘
- 3 住所又は所在地
高知市稲荷町2番15号
- 4 指定年月日
令和5年10月15日

- 5 指定の有効期間
指定の日から5年間
- 6 指定の区分
(1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第80条第4項において準用する同令第79条第2項及び第4項から第7項までに規定する特定施設の保安検査を行う者
(2) 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令(平成9年通商産業省令第23号)第24条第1項第3号及び第4号に規定する保安検査のうち、製造設備が一般高圧ガス保安規則第2条第1項第22号の2又はコンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第2条第1項第13号の2に規定するコールド・エバポレータである特定施設(当該特定施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。)に係る保安検査を行う者

高知県告示第628号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
土居診療所 高岡郡四万十町本堂401-8 令5・7・20
川田薬局 南国市後免町一丁目7-8 " 8・2

高知県告示第629号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年9月4日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(UAVレーザ測量)
- 2 作業期間
令和5年9月1日から令和6年1月26日まで
- 3 作業地域
四万十市西土佐中半地内

高知県告示第630号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年9月4日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
令和5年9月15日から令和6年2月14日まで
- 3 作業地域
四万十市西土佐津野川

高知県告示第631号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年9月6日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
令和5年9月6日から令和6年2月15日まで
- 3 作業地域
長岡郡大豊町和田地内

高知県告示第632号

国土交通省四国地方整備局渡川ダム統合管理事務所長から令和4年5月高知県告示第556号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和4年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第633号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和5年4月高知県告示第213号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年8月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第634号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和5年9月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村和田字久保 843番地先から 安芸郡北川村和田字代官地 512番1地先まで	340	令和5年9月26日

高知県告示第635号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡 町字堀切	乙733番4	4.92	13.92	
		4.80	20.40	

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月26日

高知県知事 濱田 省司

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
高岡郡四万十町道德字ツエジリ202番1	田	1,534㎡
高岡郡四万十町道德字家野494番	田	1,191㎡
高岡郡四万十町道德字家野501番	田	1,245㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不

在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1号イに掲げる農地に該当する。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による知事の裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年11月1日	10年	39,700円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。）は、次に掲げるところにより知事に対して意見書を提出することができる。

- (1) 意見書の提出期限
令和5年10月10日
- (2) 意見書の提出先
高知県農業振興部農業担い手支援課
- (3) 意見書において明らかにすべき事項
ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
オ 意見の趣旨及びその理由
カ その他参考となるべき事項

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和5年9月26日

宇佐漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
(1) 土佐市宇佐町橋田 宇佐漁港宇佐No. 2 船揚場

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.60メートル）

(2) 土佐市宇佐町宇佐2839番地89 漁港環境整備施設
F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.60メートル）

(3) 須崎市浦ノ内灰方 宇佐漁港灰方護岸No. 2 前水域
F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長7.90メートル、船幅1.80メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・12・15	号外72	◎告示	2	左 (4・5)	高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)	高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第72号)